

社会保険法判例

小 島 晴 洋

恩給法 72 条 1 項にいう「配偶者」は、法律上の婚姻関係にある者に限られるとされた事例

最高裁判所第二小法廷平成 7 年 3 月 24 日判決（平成 6 年（行ツ）第 249 号扶助料請求却下決定取消請求事件）『判例タイムズ』875 号 68 頁

I 事実の概要

1 元公務員訴外 A は、被上告人 Y（O 県知事，被告，被控訴人）から恩給を受給していたが，平成 2 年 5 月 3 日に死亡した。上告人 X（原告，控訴人）は，A と，その死亡時において生計を共にしていた者であり，平成 3 年 7 月 31 日，Y に対して，恩給受給権者 A の死亡に伴う扶助料請求をしたが，Y は X に対して，同年 8 月 27 日に，X と A とは法律上の婚姻関係になく，恩給法 72 条 1 項の遺族に該当しないとの理由で，その請求を却下した（以下「本件処分」という）。

2 X は，本件処分に対して，平成 4 年 1 月 6 日総務庁恩給局長に対して審査請求をしたが，同年 9 月 3 日にその請求が棄却されたため，同年 11 月 11 日に再審査請求を総務庁長官にしたが，同長官は平成 5 年 3 月 26 日に，その請求を棄却する旨の裁決をした。

3 そこで X は，本件処分の取消を求めて岡山地方裁判所に出訴した（平成 5 年（行ウ）14 号）が，同裁判所は平成 6 年 3 月 15 日，請求を棄却するとの判決を下した。その理由は，恩給法が「他の社会保障関係法律と異なり，内縁の妻の受給権について明文の規定を設けていないなど配偶者につき法律婚を重視していることに鑑みると，公務

員の死亡当時右公務員によって生計を維持し又は生計を共にしていた事実上の配偶者の立場にあった者であっても，法律上の配偶者と認められない者は，同項の規定する「遺族」にあたらないものと解するのが相当である」とするものであった。

4 そこで X は，原判決の取消および本件処分の取消を求めて，広島高等裁判所岡山支部に控訴した（平成 6 年（行コ）4 号）が，同裁判所は平成 6 年 9 月 29 日，第一審判決と同様の理由により控訴を棄却した。

5 X は，恩給法 72 条の配偶者も厚生年金保険法と同様に解されるべきであり，原判決は憲法 14 条（法の下の平等）に違反する等と主張して最高裁判所に上告した。

II 判 旨

「恩給法 72 条 1 項は，厚生年金保険法 3 条 2 項，国家公務員等共済組合法 2 条 1 項 2 号イ等の規定と異なり，「配偶者」に，婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む旨の定めをしていない。したがって，恩給法 72 条 1 項にいう「配偶者」は，公務員と法律上の婚姻関係にある者に限られると解するのが相当である。これと同旨の原審の判断は，正当として是認することができ，原判決に所論の違法はない。」

III 解 説

1 問題の所在

本判決は、いわゆる重婚的内縁関係にある夫の死亡による扶助料（恩給における遺族給付）について、事実婚の妻による請求を認めなかったものであるが、恩給法における内縁関係の取扱いについて、最高裁として明確な判断を示したところに意義が認められる。

現在ほとんど全ての社会保険法の分野において、事実上の配偶者を法律上の配偶者と同様に扱うという規定が設けられている（厚生年金保険法3条2項、国民年金法5条4項、国家公務員等共済組合法2条1項2号イ、等）。これは、「これらの制度の目的が、被保険者等の生活の安定を図ることを目的としている」（有泉・中野[1]21頁）ためと解されている。重婚的内縁関係の場合には、「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にある者を事実婚関係にある者として認定する」（昭和55年5月16日庁保発15号社会保険庁年金保険部長通知）という取扱いが実務上行われている。最高裁判所も、「戸籍上届出のある配偶者であっても、……事実上の離婚状態にある場合には、もはや右遺族給付を受けるべき配偶者に該当しない」と判示している（昭和58年4月14日判決、民集37巻3号270頁）¹⁾。

これに対し恩給法においては、72条1項において、「本法ニ於テ遺族トハ公務員ノ祖父母、父母、配偶者、子及兄弟姉妹ニシテ公務員ノ死亡ノ当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルモノヲ謂フ」と規定するのみで、配偶者に事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む旨の規定を欠いている。実務上の取扱いも法律上の配偶者に限られるとされてきた。しかし、「恩給法が他の社会保険法規と同様に公務員と生計を共にしてきた者の生活を保障することを目的としているとすれば、恩給法が適用される公務員の内縁の妻と、他の社会保険法規が適用される労働者の内縁の妻を別異に扱う合理的理由はないはずである（むしろ

平等原則が働くはずである）。そうすると、恩給法の配偶者についても解釈上可能な限り他の社会保険法規の配偶者と同様に扱うべき」（武田[8]139頁）との見解も提示されていた。このような中で最高裁は、本判決において、実務上の取扱いを追認し、恩給法上の配偶者は法律上の婚姻関係にある者に限られると明確に判示した。

そこで本判決をめぐる論点は、①恩給制度の性格、②恩給法における「配偶者」についての立法の変遷と立法者意思、③同じく解釈（実務上の取扱い及び判例）の推移と考えられるので、以下その順に論ずる。

2 恩給制度の性格

恩給制度は、明治の初期に軍人を対象とする年金制度として発足してから、幾次の変遷を経て今日に至っている。まず、明治8年に「陸軍武官傷痍扶助及ヒ死亡ノ者祭弔並ニ其家族扶助概則」と「海軍退隠令」が、翌9年に「陸軍恩給令」が、さらに17年には「官吏恩給法」が公布され、これらは明治23年の「軍人恩給法」と「官吏恩給法」にまとめられた。その後、公立学校の教育職員、警察監獄職員等の制度が別々につくられ、これらを一本の恩給制度としてまとめるものとして、現行の「恩給法」が大正12年に制定された。

恩給制度の性格として伝統的に行政解釈として受け継がれてきたものが、「経済上の取得能力の減損の補填」という考え方である。これは、例えば「国家公務員中、特に軍人にあつては、厳格な服務規律にしばられ、転職の自由なく、しかも、在職中の給与は、単に在職中の生活を維持する程度のものにとどまり、永年公務に従事して老朽となり、また、公務に起因して傷病にかかり、あるいは死亡し、かくて、経済的獲得能力を失っても、在職中の給与は、これを十分補うものとはいいい得ない。よって、国家は使用者としての立場から、かかる能力の喪失に対しては、これを十分補うべきであり、……」（昭和27年11月恩給法特例審議会建議、総理府恩給局[7]）とするものである。現在の行政解釈は、この「経済上の取得能力の減損の補填」ということだけでは説明しにくい面があることは

事実である」としつつ、「国が、公務員との特殊な関係に基づき、使用者としての立場から、退職公務員又はその遺族の生活の支えとして行う金銭給付であって、国民年金、厚生年金等社会保障制度の一環をなす各種公的年金制度とは明らかに一線を画した、国家補償を基本とする年金制度である」（鳥山[10] 4-5頁）としているが、これは、伝統的な「経済上の取得能力の減損の補填」に、一種の企業内福利厚生の性格を加味した説というべきであろうか²⁹⁾。

これに対して、判例は、不法行為による損害賠償額の算定に関連して、恩給の生活保障的性格を認めている。まず、得べかりし普通恩給の受給利益喪失の損害賠償額が扶助料額の限度で減縮すべきものかどうかについて、最高裁判所は、「普通恩給は、当該恩給権者に対して損失補償ないし生活保障を与えることを目的とするものである……。……右扶助料は右遺族に対する損失補償ないし生活保障の目的をもって給付されるものであることは明らかである」と判示して、減縮を肯定した（最判昭和41年4月7日民集20巻4号499頁）。また、普通恩給と地方公務員等共済組合法に基づく退職年金との異同について、「普通恩給は、当該恩給権者に対して損失補償ないし生活保障を与えることを目的とするものであるとともに、その者の収入に生計を依存している家族に対する関係においても、同一の機能を営むものと認められるところ、地方公務員等共済組合法に基づく退職年金は、前記普通恩給とその趣旨・目的を同じくするものと解される」と判示した（最判昭和50年10月21日『判例時報』799号39頁）。

学説には、むしろ恩給の生活保障的な性格を強調する見解も見られる。例えば西原道雄は、前者の最高裁判決の評釈の中で、「一般には恩給の損失補償的要素が強調され、また、これを一種の給与の後払いとみることも可能であるが、その内容は同時に恩給権者本人または本人とその家族の生活保障であり、恩給のこのような目的・性格はもっとも重視されるべき点である」と述べている（西原[11] 121頁³⁰⁾）。

思うに、「経済上の取得能力の減損の補填」とい

う説は、一般の公的年金制度の誕生前に生まれ継承されてきた⁴⁾。その時点においては、おそらく、一般の労働者には未だ存在しない年金制度を公務員にのみ認める理論が必要とされていたものと想像される。また、厚生年金等の誕生後には、恩給においては本人の拠出が些少であり（恩給納金、法59条）、ほとんどが公費から給付が行われている点において、他の年金制度と区別する論拠が求められていたためと考えられる。

しかし機能面に着目すれば、公務員の退職または死亡後の本人または遺族の生活を保障する給付を行う点において、恩給の機能は一般の年金制度と異なることはなく、国民皆年金の現段階においては、恩給は、共済制度移行前の公務員に対する年金制度として、他の年金制度と同列に論じられるべきと考えられる。国民皆年金を実現した昭和34年の旧国民年金法においては、恩給法を「被用者年金各法」に含め（5条1項）、恩給公務員を国民年金の被保険者から除外しているのである（7条2項）。企業内福利厚生を有するとしても、一つの給付の全部がそうだというのは無理があり、少なくとも生活を保障する基本的な部分は社会保障的性格というべきであろう。そうでなければ、公務員には社会保障としての年金制度が存在しないことになる。最高裁の昭和50年の判例も、恩給と地方公務員等共済組合法の退職年金（これはまさに社会保障制度の年金給付である）について、「その趣旨・目的を同じくするもの」と明快に判示しており、現段階で行政解釈のように、「国民年金、厚生年金等社会保障制度の一環をなす各種公的年金制度とは明らかに一線を画した」ということには無理があろう。そうであるならば、事実上の配偶者の取扱いも、「生活の安定を図ることを目的としている」（有泉・中野[1]）点において他の社会保障制度と同じであり、同様の取扱いを行うべきことになるものと考えられる。

3 恩給法の立法者意思

恩給法は、後述のように、昭和23年に新民法の施行にあわせて遺族の範囲についての規定を改正している。その時点においては、すでに厚生年金

保険法には、事実上の配偶者を含む旨の規定が設けられていた⁵⁾。また、昭和33～34年には、国家公務員の年金制度が恩給から国家公務員等共済組合法（事実上の配偶者を含む規定を有する）への移行が行われた。さらに、恩給法の改正は、近年ほとんど毎年行われている（ほとんどが給付額の改定であるが）。

このように度重なる改正のチャンスがあるにもかかわらず、一貫して事実上の配偶者を含む旨の規定を設けずにいるという立法態度からすると、恩給法における「配偶者」には内縁関係にある者を含ませないという立法者意思は、明らかであるといわざるを得ない。問題は、意思自体は明らかであるとしても、その理由である。

恩給法における内縁関係の取扱いが、直接国会審議において議論された例は少ないようである。昭和33年の第28回国会では、今松総理府総務長官が内縁の配偶者に扶助料を給付しない理由について、「……どうもやはり根本の問題になりますので、改正をいたしませんでございましたが、結果的の処理といたしましては、これは厚生省関係の方で、そういうお気の毒な方々を援護する方法によって目下のところは処置いたしておる次第でございます」と答弁しているが（『参議院内閣委員会会議録第27号』17頁）、「根本の問題」のいわんとするところは前後関係からも不明であるし、戦傷病者戦没者遺族等援護法の対象者は限られているので⁶⁾、理由としてははなはだ不十分である。

本件については、恩給法における遺族の範囲の変遷をたどってみる必要があろう。

まず、大正12年の恩給法においては、「遺族」とは、公務員等の「祖父、祖母、父、母、夫、妻、子及兄弟姉妹」で公務員等の死亡の当時「之ト同一戸籍内ニアルモノ」とされたが（72条）、これは、妻は在職中婚姻した者に限るとか（官吏遺族扶助法7条）、陸海軍兵籍簿に登録された者に限るとか（軍人恩給法35条）いう従来の制限を解除するものであった。次いで昭和8年には、遺族である夫又は妻が事実上他人と婚姻の関係に入ったと認められるときには、審査会の議を経て失権させることができるという規定（80条）が設けられた。

戦後のこの分野における最大の改正は、新民法の施行によって家制度が廃止されたことに伴うものであり、昭和23年には、遺族の範囲を「之ト同一戸籍内ニアルモノ」から、「之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタルモノ」と改める等の改正が行われた。昭和28年には、父母または祖父母の失権事由を「婚姻シタルトキ」から、「婚姻ニ因リ其ノ氏ヲ改メタルトキ」と改める改正が行われている（祖父母・父母は、婚姻しても戸籍が変わらなければ扶助料を受けることができる）が、その理由は、「我が国の醇風美俗と実情に鑑がみかかる措置をすることが妥当」と説明されている（第16回国会『参議院内閣委員会会議録第21号』1頁）。

以上から、恩給法の扶助料は、歴史的に家制度を前提としていたことがみてとれる。さらに、注目すべきは、第一に、昭和8年の改正においてむしろ失権事由として事実婚関係を認めたこと、及び、第二に、昭和28年の改正理由として「醇風美俗」が明言されていることである。そこには、恩給法が一種の倫理観を重視する体質が認められる。

結局、恩給法が事実上の配偶者を給付の対象としないことに固執している理由は、次の2点が考えられよう。第一は、「醇風美俗」といったような、一種の倫理観を重視する姿勢である。昭和12年の軍事扶助法の審議において、同法が内縁の配偶者を給付の対象として認めない理由について、「軍人ハ名誉ヲ重ンズル」とされた（第70回帝国議会衆議院軍事救護法中改正法律案外一件委員会における廣瀬社会局長官の答弁、『同委員会議録第五回』3頁）のと同様の考え方の名残が、そこにはみられる。

第二は、財源をほとんど公費によっている恩給の給付において、その対象を、公式に認知され、確実に掌握できる範囲に限定しようとする意向である。これは、恩給制度の性格について、「各種公的年金制度とは明らかに一線を画した」との主張と軌を一にするものと考えられることができる。

しかし、「醇風美俗」の主張は、そもそも内縁関係を法的に反倫理的なものとする評価を前提としており、民法や社会保障法上法律婚とほぼ同様の

認知を受けている今日、どれだけ説得力があるものか疑問である。また、恩給制度の性格も他の社会保障制度と基本的には異ならないとの理解に立てば、財源の出所は理由としては弱いといわざるを得ないだろう。

4 恩給法における配偶者の解釈（実務及び判例）の推移

行政解釈は、一貫して、恩給法72条1項にいう「配偶者」は法律上の婚姻関係にある者に限られる、としている⁷⁾。

また、法律上の配偶者でも遺族の範囲から除外される例として、事実上離婚関係にあった妻についての裁定例が昭和31年に出されており、「事実上離婚届があったと同様の事情にある者についてまでも、恩給を給するものとすることは、法の秩序を保持するゆえんではないと考えられる……」（『恩給法関係例規判例集』598頁）として、法律上の配偶者を法72条の「遺族」と認めないという裁定を行っている⁸⁾。さらに、昭和52年には疑義照会に対して、重婚の内縁関係がある場合でも、法律上の配偶者に「婚姻を継続する意思が存していたならば、……恩給法第72条に規定する配偶者に該当する」との回答が出されている（前掲書、596頁）。

恩給法上の遺族に関する判例は少ないようである。まず、配偶者に係るものではないが、昭和23年改正前の72条について、「原告が戸籍上亡××の母となっていないことは原告自ら認めるところで、原告は亡××の死亡当時同人と同一戸籍内にあったものと認めることはできないから、爾余の争点について判断するまでもなく原告の本訴請求は失当」とする判例がある（大阪地判昭和35年10月13日、訟務月報6巻11号2099頁）。これは、旧72条の遺族は、戸籍上の身分関係が判断基準となるとの判断を示したものと解せられる。

昭和62年には、恩給法72条の配偶者の意義について、今まででほとんど唯一ともいえる、注目すべき判例が出された（東京地判昭和62年3月19日、行政事件裁判例集38巻2・3号234頁）。このケースは、配偶者と婚姻外の子のどちらが扶助

料を受給すべき遺族に当たるのかが争われた事案であり、「法72条に規定する配偶者は、民法の採用する法律婚主義の建前に鑑みると、公務員と法律上婚姻関係にある者をいうものと解されるが、例外的に、当該法律上の婚姻関係が全く実体を失って形がい化して法律上の離婚があったのと同視し得るような特段の事情がある場合には、当該配偶者は、同条所定の配偶者から除かれるものと解すべきである」としながら、本件の場合には「婚姻関係が全く形がい化していたものと解することはできない」として、第一順位者である配偶者の扶助料受給権を認め、婚姻外の子からの請求を棄却した。

この判例の意義は2点ある。第一は、法72条の配偶者は「法律上婚姻関係にある者」と明確に判示し、行政解釈を追認したことである。第二は、法律上の配偶者であっても、例外的に、「当該法律上の婚姻関係が全く実体を失って形がい化して法律上の離婚があったのと同視し得るような特段の事情がある場合には」、同条所定の配偶者から除かれることを認めた点である。これも実務上の取扱いを追認している⁹⁾。

以上のように、従来から、実務上の取扱いと判例は、①法72条の配偶者は法律上の配偶者に限られる、②法律上の配偶者であっても同条所定の配偶者から除かれる場合があり得る、という2点において一致しており、恩給法72条の解釈としては、ほぼ定着していたものとみることができ¹⁰⁾。この解釈はまた、①の点を除けば、他の社会保障法におけるものと基本的には同じである。

5 おわりに——解釈論と立法論

今回の最高裁判決は、従来からの実務と判例の流れに従って、恩給法72条の「配偶者」は法律上の婚姻関係にある者に限られると判示した。既にみたように、同条の「配偶者」に事実婚関係にある者を含ませないという立法者意思は明らかである。また、74条ノ2第1項は、「公務員ノ死亡当時之ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニシタル者ニシテ公務員ノ死亡後戸籍ノ届出カ受理セラレ其ノ届出ニ因リ公務員ノ祖父母、父母、配偶者又

ハ子ナルコトヲ為リタルモノニ給スル扶助料ハ当該戸籍届出受理ノ日ヨリ之ヲ給ス」と規定しているが、これは、身分関係は届出によって認定することを前提としているものと解することができる。さらに、80条2項には扶助料の失権事由として事実婚関係を含む旨が明文で規定されているのに対し、72条にはそのような規定がない。したがって、「配偶者」に事実婚関係にある者を含ませるのは、解釈論としては無理といわざるを得ず、その点で判旨はやむを得ないと考えられる。

しかし、恩給制度の性格や立法者意思の理由を検討しても、恩給のみ事実上の配偶者に門戸を閉ざすのは、今日あまり説得的な理由があるものとは思われない。恩給制度は現職の公務員については共済制度に移行し、過去の制度になりつつあることも事実であるが、なお約180万人に対して1兆5千億円強の給付が行われている¹⁾。また、国会議員の互助年金制度にも、この恩給法72条が準用されている(国会議員互助年金法20条)。立法論として検討すべき課題であろう。

〔追 記〕 本稿執筆に当たり、総務庁恩給局および岡山県総務部の方々には、資料収集に多大なご協力をいただいた。記して御礼を申し上げたい。

注

1) 実務上は、まず、内閣法制局意見(大蔵省主計局長照会昭和38年9月28日決裁)が、「国家公務員等共済組合法二条一項二号イにいう配偶者として、共済給付を受けることができる者は、……届出による婚姻関係がその実体を失ったものになっているときは別として、それ以外のときは、届出による婚姻関係における配偶者……と解すべきである」(『法制意見総覧』2139頁)と述べ、重婚的内縁でも事実婚関係と認め得る場合があることを示唆した。次に、厚生年金保険法、国民年金法および船員保険法の給付に関して、本文引用の社会保険庁年金保険部長通知、および同日付け庁保険発13号(社会保険庁年金保険部厚生年金保険・国民年金・業務第一・業務第二課長連名通知)がその解釈を明確にした。

判例においては、本文引用の最高裁判決が、現在支配的枠組を提供している。この事例は、農林漁業団体職員共済組合法について、重婚的内縁関係が存在する場合において、法律婚の妻に遺族給付の請求が認められなかったケースであるが、

「社会保険法上の配偶者として、「社会通念上夫婦としての共同生活を現実に営んでいた」重婚的内縁の妻を認めた」とする評価もある(堀[12]117頁)。

その後、この枠組に従って、主に「届出による婚姻関係がその実体を失ったものになっているとき」ないし「事実上の離婚状態にある場合」の認定をめぐる、多くの判例が積み重ねられている。ただし、法律上の配偶者からの請求を認めなかったケースは多いが、事実上の配偶者からの請求が認められたケースは少ない(東京地判昭和63年3月28日『判例タイムズ』670号77頁、東京地判昭和63年12月12日『判例タイムズ』699号189頁、東京地判平成3年10月30日『判例タイムズ』788号263頁)。

なお、解釈および立法の歴史的経緯については、堀[12]112-117頁、古賀[3]192-202頁が詳しい。最近の判例の傾向については、坂本[4]29-34頁が分析を行っている。

2) 鳥山[10]は、恩給の性格として、①恩恵であるとする説、②恩恵又は保険料であるとする説、③貯金又は保険金であるとする説、④報酬であるとする説、⑤経済上の取得能力減損の補填であるとする説、の5つを紹介し、⑤を従来の通説としながら、本文引用の説を展開している(1-5頁)。

総務庁恩給局[6]では、「恩給は、公務員が相当年限忠実に勤務して退職したとき、公務のためにけがをしたり病気にかかったとき、又は、公務のために死亡したときに、国が公務員との特別な関係に基づき、使用者として年金給付などを行う制度であり、……」と説明されており(3頁)、基本的には鳥山の解釈が継承されているものとみることができる。

3) 同旨、田村[9]187頁、武田[8]139頁。

4) 鳥山[10]も指摘しているが(3-4頁)、この説は、大正12年恩給法制定の際における法制局長官の国会答弁のうちにみえる(総理府恩給局[7]140頁)。

5) 昭和16年の労働者年金保険法は、「遺族ノ範囲及順位ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」(26条)とし、昭和16年勅令1250号において、配偶者に「届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム」(14条)と規定していたが、昭和23年の厚生年金保険法改正により、この旨は、法律26条に直接規定された。

6) 戦傷病者戦没者遺族等援護法は、GHQの指令に基づき恩給権を制限・停止された旧軍人やその遺族等の救済を目的として制定された。対象は、主に、旧軍人軍属の公務上の負傷・疾病・死亡である。その後、昭和28年の旧軍人恩給等の復活に際して、原則として恩給受給権を優先する形で調整された。

7) 鳥山[10]によれば、「婚姻の届出をしない事実上の配偶者は、恩給法上の遺族ではない。この点、

「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」といった立法例とは異なる」とされている（139頁）。白井[5]（175頁）、恩給研究会[2]（184頁）も同旨である。総務庁恩給局[6]も、「配偶者は、内縁関係にあった人は含みません」と明確に述べている（28頁）。

8) 事実上離婚関係にあった妻を除外する理由として、「法の秩序を保持するゆえんではない」としているのが特徴的である。そのような妻に恩給を給するのは、反倫理的だという趣旨であろうか。もっとも、本裁定例が、昭和31年という、古いものであることにも考慮する必要がある。

9) この判決では、さらに、配偶者については他の遺族と異なり、生計維持関係を要件とすべきでないとの新解釈を打ち出しているが、その点には疑問がある。

10) ただし、学説は少ないが、①に対する反対意見が提示されている。武田[8]（139頁）および田村[9]（187頁）は、いずれも昭和62年東京地判に対する判例評釈において、他の社会保障法と同様に扱うべきとして、判旨を批判している。

11) 総務庁恩給局[6] 72頁。

引用文献

- [1] 有泉 亨・中野徹雄『厚生年金保険法〔全訂 社会保障関係法1〕』日本評論社、1982年
[2] 恩給研究会『恩給法演習』大蔵省印刷局、1974年

- [3] 古賀昭典「内縁配偶者と遺族年金受給資格」荒木誠之他『判例研究社会保障法』法律文化社、1979年
[4] 坂本宏志「遺族給付の受給権と重婚の内縁関係」『賃金と社会保障』No.1137
[5] 白井正辰『図説恩給読本』大蔵省印刷局、1965年
[6] 総務庁恩給局『わかりやすい恩給のしくみ（平成7年度版）』1995年
[7] 総理府恩給局『恩給百年』大蔵省印刷局、1975年
[8] 武田真一郎「行政判例研究 580 恩給法による扶助料請求棄却事件」『自治研究』64巻5号
[9] 田村和之「判例評論 52 法律上の配偶者は特段の事情のない限り、現に公務員により生計を維持し又はこれと生計を共にした者であるか否かにかかわらず恩給法七二条一項の第一順位の遺族に該当するとして、公務員の婚姻外の子からの扶助料請求を棄却した処分が適法とされた事例」『判例時報』1269号
[10] 鳥山郁男『新版恩給法概説』ぎょうせい、1987年
[11] 西原道雄「判例評論 639 死者の恩給受給利益喪失による損害賠償債権から相続人が受給権を得た扶助料の額を控除すべきか」『判例時報』489号
[12] 堀 勝洋『社会保障法判例』中央法規出版、1990年

（こじま・せいよう 社会保障研究所主任研究員）